

### 東京農工大学 図書館との 相互利用が拡大

市と東京農工大学は、相互利用するための協定を結んでおり、市民の方は、同大学小金井図書館を利用することが出来ます。

このたび、相互利用の拡大により、同大学府中図書館も利用できるようになりましたのでお知らせします。

利用方法等詳しくは、お問い合わせください。

**問合先** 図書館本館(☎042-383-1138)

### 緑センター(公民館緑分館・図書館緑分室)臨時休館

緑センター(公民館緑分館・図書館緑分室)は、館内天井照明器具交換のため、全館臨時休館(野外施設含む)します。

**休館期間** 9月14日(月)～19日(土)

※ 図書館緑分室は16日(水)まで。

**問合先** 公民館緑分館(☎042-387-7301)

### 市議会の傍聴にお越しください

平成27年第3回小金井市議会定例会が、8月31日(月)から開催されます。

原則、午前10時から、本会議は議場(市役所本庁舎4階)、委員会第一会議室(同3階)で行います。

皆さんの身近な問題や市の重要案件がどのように審議・決定されていくかなどを知っていただくため、傍聴をお勧めします。

市議会の傍聴はどなたでもできますが、議会事務局で簡単な手続きが必要です。また、議会の日程、議案など詳しくは、お問い合わせください。

**問合先** 議会事務局(市役所本庁舎4階☎042-387-9994)

### 都市計画事業の圖書の縦覧

**縦覧内容** 武蔵野都市計画公園事業、小金井都市計画公園事業、小平都市計画公園事業及び西東京都市計画公園事業と小金井公園の事業計画の変更について

**変更点** 事業施行期間を平成26年度末から31年度末へ変更

**縦覧期間** 事業施行期間終了までの午前8時30分～正午、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日を除く)

**縦覧場所・問合先** 都市計画課都市計画係(市役所第二庁舎☎042-387-9877 FAX042-383-1133)へ。

### 教育委員会

#### 第7回定例会

(7月14日開催)

#### 【議題】

▽ 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則について  
▽ 原案どおり可決された。

▽ 小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて  
▽ 原案どおり可決された。

#### 【報告事項】

▽ 平成27年第2回小金井市議会定例会について  
▽ 特別支援教室の導入について  
▽ 平成28年度使用教科書の採択方針等の概要報告  
▽ 海の移

### 特別支援教育講演会 「特別な教育的ニーズ が必要な子どもの理解と支援について」

特別支援教育は、子どもたち一人ひとりの持つ力を高められるよう、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育です。

この考え方を多くの皆さんに知っていただくため、講演会を行います。

**とき** 8月21日(金) 午前9時30分～正午

**ところ** 市民会館・萌え木ホール

**講師** 泉田巧人さん(都教育庁統括指導主事)、松田修さん(東京学芸大学准教授)

**定員** 30人(申込順)

**申込** 8月17日から、電話またはファクスで氏名・参加人数・電話番号を指導室指導係(☎042-387-9877 FAX042-383-1133)へ。

**動教室について** 玉川上水人道橋の橋名の決定について

▽ 小金井チャレンジャー2015について  
会議録(平成27年第6回までは、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、図書館本館に備えてあります。また、市ホームページからもご覧いただけます。

**◎次回教育委員会の日程ととき・ところ** 8月25日(火) 午後1時30分、市役所第二庁舎8階808会議室

傍聴を希望する方は、会議室で傍聴券をお受け取りください。

申請は、いつでも受け付けています。

**問合先** 庶務課庶務係(市役所第二庁舎7階☎042-387-9872)

### 市立くりのみ保育園 くりのみであそぼう会

親子で2歳クラスの部屋で遊びませんか。  
**とき** 9月10日(木) 午前9時45分～10時30分

**ところ** 同保育園

**対象** 1・2歳のお子さんと保護者

**定員** 8組(申込順)

**申込** 9月1日から、電話で同保育園(☎042-383-1180)へ。

### エンジェル教室

リズム遊び、離乳食の話、同じ地域の方との交流等を通じて育児を学びます。  
**とき** 9月10日(木)、24日(木) 午前10時～11時30分

### 善意の輪

**ところ** 保健センター  
**対象** 4～5か月児と保護者  
**申込** 電話または直接、子ども家庭支援センター(☎042-321-3141)月曜・日曜日を除くへ。

**社会福祉協議会取扱分**  
◎6月分(敬称略)  
【一般寄附】  
▽4万900円≦むさし小金井自動車教習所  
▽5千円≦寺塚忠春  
▽2千500円≦ちよこっと募金箱(2件)

**特定寄附**  
◆交通災害等遺児のために  
▽5万7千600円≦聖パート2

の歌を愛するお客様一同  
◆バス購入のために  
▽1万8千300円≦ひとりぐらし高齢者交流会バス募金箱  
▽1万2千300円≦民生懇話会  
▽5千600円≦貫井南町東自治会

子どもの笑顔をみんなで守る  
虐待かな?と思ったら(通告・相談)  
・連絡は匿名で行うことも可能です。  
・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。  
▽子ども家庭支援センター(相談窓口)  
☎042-321-3146 月曜、土曜 午前9時～午後5時  
▽児童相談所全国共通ダイヤル ☎189  
※お近くの児童相談所についてお近くの児童相談所について  
※189がつながらない場合は、0570-064-000へ。

## ごみ減量大作戦!! 174 市長からのお願

日ごろより、ごみの減量および資源化の推進にご協力いただきありがとうございます。6月分の燃やすごみ地区別1人1日当たり排出量は、287.3gとなり、目標値(281.8g)を5.5g上回る結果となりました。

7月から、難再生古紙の拠点回収ボックスを、市役所第二庁舎1階と、保健センターにも設置し、回収拠点を増設しました。写真やコーティングしたダイレクトメール、防水加工された紙コップの他、缶ビールのセット包装(6缶セットのマルチパック)などは、通常の資源物の古紙としては回収できませんが、難再生古紙として特殊な処理をすることで、リサイクルできます。ぜひご活用ください。

また細かくちぎった紙も、1cm四方程度以上であれば、使用済み封筒・紙袋などにまとめたり、雑誌にはさんだりして、古紙としてリサイクルできます。古紙は溶解処理するので、雨に濡れても回収できます。雨の日もビニール袋に入れずに、できるだけ紙ひもでしばって出してください。

乾電池や蛍光灯、水銀体温計や、リチウムコイン電池(型式番号がCRとBR)は、市の有害ごみとして、透明や半透明の袋に「有害」と書いて出していただけました。ただし、ボタン電池や充電式電池は回収を行っている販売店にお持ちください。

きちんと分別すれば、無料回収の対象となるものはたくさんあります。ごみの分別については、ごみカレンダーのほか、スマートフォンやタブレット向けの「ごみ分別アプリ」にも詳しく掲載しています(アプリ利用は無料配信で、通信料は自己負担です)。

最後に、使用済みの花火は、燃やすごみです。十分水をしみこませてから、出してください。

子どもたちの安全に配慮し、きちんとごみの分別をして、思い出に残る楽しい夏休みをお過ごしください。

地区	6月		増減量
	目標値	実績値	
市内全域	287.3	281.8	5.5
区別			
区東	300.4	281.8	18.6
区南	275.3	281.8	-6.5
区北	35.4	34.4	1.0

## 小規模保育施設を 開設準備中

### 〈開設予定施設〉

**施設名** (仮称)みらいえ保育園武蔵小金井(本町1-18)

**開設予定日** 10月1日(木)

**対象** 0～2歳

**〈平成27年度募集内容〉**

**対象** 0～1歳

**定員** 16人(0歳児10人、1歳児6人)

※平成27年度は、2歳児の募集は行いません。

### 〈利用申請方法等〉

保育施設等申請案内で案内している年度途中の受け付けとは、別の期間での申請となりますので、ご注意ください。

また、同施設の利用は他施設の利用申請に優先して行います。

利用希望者が施設の定員を超えたときは、一定の基準に従い、保育の必要性の高い児童から順次利用開始となります。

0歳児は、生後57日目以降から利用対象となります。

**受付期間** 8月17日(月)～31日(月) 午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日を除く)

書類の不備等がある場合、追加で提出をお願いします。

申請方法 必要書類を持参のうえ、直接、保育課へ。②は郵送での申請も受け付けます。(受付期間内必着)

**申請基準** 保育施設等の利用申請ができる児童は、その保護者のいずれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります。

※平成27年11月1日時点で

希望施設(事業者)変更申請書等

**申請方法** 必要書類を持参のうえ、直接、保育課へ。②は郵送での申請も受け付けます。(受付期間内必着)

**問合先** 保育課保育係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階☎042-387-9846)

10月1日利用開始の要件に該当しません(育児休業取得中の方で内定した場合、10月中に育児休業を終了する必要はありません)。育児休業取得対象児以外のお子さんも同様です。

**利用料** 保護者の平成27年度住民税所得割額(区市町村住民税のみ)に応じて決定します。申請書等配布 保育課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
**必要書類等** 平成27年度住民税(非)課税証明書(平成27年1月1日現在、小金井市に住民票がない場合)のほか、左記の書類が必要です。  
**①新規申請の方**  
▽支給認定申請書兼保育施設等利用申請書  
▽勤務証明書等現況を証明する書類  
▽平成26年度住民税(非)課税証明書(平成26年1月1日現在、小金井市に住民票がない場合)  
※世帯の状況により提出する書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。  
**②平成27年度の申請を既にしている方**  
希望施設(事業者)変更申請書等